

当施設では平成26年度より「介護職員処遇改善加算」を受けております。下記における図と説明をご覧になり、多少の理解をしていただくようお願い申し上げます。

また、職員に対しては、計画書で説明する予定になっております。

## 介護職員処遇改善加算とは？

介護職員処遇改善加算とは、介護職員の給与を月額平均1.5万円相当引き上げる目的で平成

21年度補正予算において創設された「介護職員処遇改善交付金」が原型になっており、こ

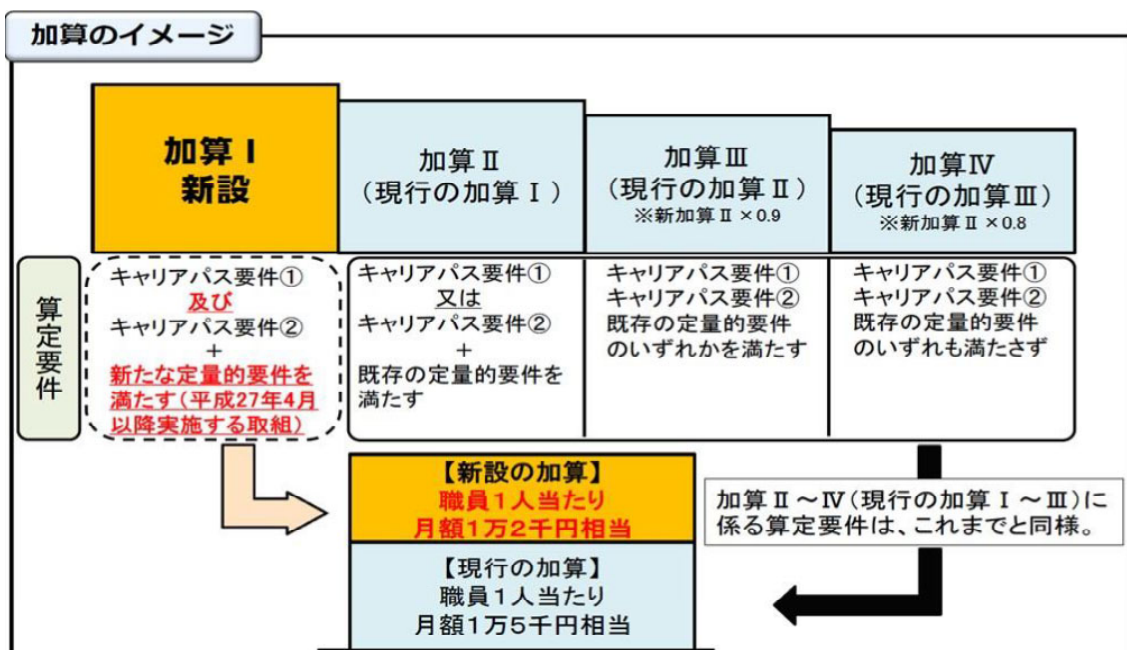
れを継続する形で平成24年度から新たに、介護報酬の加算として位置づけられました。

さらに平成27年度の報酬改定において、職員の資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労

働環境の改善の取り組みを推進めるため、さらに月額平均1.2万円相当を上乗せ評価する

新たな区分が加えられました。

これらの加算を比較すると次の図のとおりになります。



# 令和2年度介護職員処遇改善加算および 介護職員等特定処遇改善加算について

2019年10月から通所介護などの介護事業所で開始される新しい介護職員処遇改善加算として注目されている「介護職員等特定処遇改善加算」をご存知ですか？

介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員の賃金を改善する加算として、従来の処遇改善加算に上乘せする形で(Ⅰ)1.2%(Ⅱ)1.0%の単位数が事業所に報酬が入り、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の賃金アップを目指す内容で、他の介護職員などにも分配可能です。

## 処遇改善加算全体のイメージ

### <新加算(特定処遇改善加算)の取得要件>

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

### <サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算(従事者要件のある区分)、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算(Ⅱ)の加算率がその×0.9となるよう設定(ただし、新加算(Ⅰ)と新加算(Ⅱ)で加算率の差が大きくなる場合(1.5倍を超える場合)には、×0.95となるよう設定)

